

キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジ 導入仕様書

1. 目的

この仕様書は、本市においてキャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジの導入を行うにあたって、機器の台数の他、機器の調達に必要な事項を明示することを目的とするもの。

2. 調達の概要

- (1) 調達するPOSレジ台数 20台（自動釣銭機あり）
- (2) 設置する場所 市内11か所の市民センター及び石川分館に設置する。（合計12か所）
POSレジ機器の設置先及び台数は別表の通り。
- (3) POSレジ本体のほかに調達する機器の詳細については、提案に基づくが、必ず提案する機器の構成にはPOSレジ本体（プリンタ等の付帯機器及び機器間の接続に必要な機材等を含む）及び自動釣銭機を含めること。
- (4) インターネットを利用した外部との通信に必要なインターネット光回線及び施設内のLANについては本市が準備するが、機器の動作に必要なブロードバンドルータやネットワークハブについては、提案に含めるものとする。
- (5) 機器の設置に必要な作業費等（ア～イについては設置する機器の台数分。その他については必要分。）を含む。
 - ア. POSレジ設置作業費（機器の開梱～設置）
 - イ. POSレジ設定作業費（稼働に必要な個別設定等を機器に反映させるための作業）
 - ウ. 管理環境等設定作業
 - エ. 操作説明関連作業（設置先である12か所に対し、1回あたり60分の操作説明会を1回以上実施すること。）
- (6) POSレジ機器の機能要件
 - ア. キャッシュレス決済端末との連動が可能であること。
 - イ. POSレジで複数の費目を取り扱うことができ、項目別に個別集計できる機能等を有すること。
 - ウ. 設置場所について、各設置場所のカウンター周辺を想定しているが、省スペース化の配慮や、構成する機材を分散して配置することが可能であること。加えて、決済端末本体やケーブル・付属機器等がカウンターや周辺における事務作業の

妨げにならないデザインとなっていること。

- エ. 日計表をはじめとした基本的な集計帳票生成機能や、データの蓄積機能等、業務支援に資する機能を備えていること。カスタマイズ帳票の作成及び利用できることが望ましい。
- オ. 税など、キャッシュレスでの支払の取り扱いができない費目等につき、誤収納を防止する、もしくは、打ち間違いを防止するなど、誤った運用を防止する機構を備えていること。
- カ. 発行されるレシートに印字される項目等についてカスタマイズが可能であり、帳票名・担当者名等の表記方法の変更が可能であること。
- キ. POSレジの操作については、タッチパネル及びキーボードの双方で行えること。なお、タッチパネルについては、ボタン配置等やメニュー構成など、利用の実態に合わせた個別のカスタマイズが可能なこと。
- ク. 自動釣銭機には、出金時の現金取り忘れ防止機能等、円滑な運用を支援する仕組みを有していること。
- ケ. エラー発生時においても簡便に復旧が可能となる工夫がなされていること。

3. 導入サポート及び保守等について

- (1) POSレジ機器の導入場所に決済端末の基本操作、設定変更方法などの操作手順を記載したマニュアルを提供すること。
- (2) POSレジ機器の導入時において、設置及び設定内容や検証等についての詳細は本市担当者と十分に協議をしたうえで設置及び設定等を行うこと。
- (3) 窓口の開設時間中の障害発生時は、サポート体制を整備すること。特に端末機の障害については、直ちに対応できるサポート体制を整備すること。詳細なサポート体制や障害対応等保守内容については提案をすること。なお、問い合わせ窓口開設時間については、オンコール体制を含め、原則として年末年始を除く午前8時30分から午後5時までとする。

4. 実施計画、検収および納品物

(1) 実施計画について

契約締結後一週間以内に、実施体制、スケジュール、課題管理、品質管理、コミュニケーションルール等を記した実施計画を提出し、本市の承認を得ること。

(2) 検収等について

設置及び設定されたPOSレジ機器について検証及び検収を行う。事前にテスト内容・合格基準を記したテスト計画書を提出し、本市の承認を得ること。検収に先立って、テスト計画書に基づきテストを行い、検収の際は合格基準を満たしたことを示すテスト結果報告書を提出すること。

「3 導入サポート及び保守等について」のとおり設定等がされていない場合は再度設定を行うこと。

(3) 納品物について

納品物については次のとおりとする。内容及び詳細は協議のうえ決定する。

- ア. 操作手順書等マニュアル
- イ. POSレジ機器設定等完了届
- ウ. 機器等

設置及び設定の完了に関する届出書で、書式には任意とする。

5. その他の事項

個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び別紙「データの保護及び秘密の保持などに関する仕様書」を遵守すること。

本仕様に定めのない事項および疑義の生じた事項については、双方協議の上決定する。

以 上

別表

POSレジ機器 設置先施設及び台数一覧

施設名称	所在地	POS レジ台数
六会市民センター	亀井野 4-8-1	1
六会市民センター 石川分館	石川 1-1-2 2	1
片瀬市民センター	片瀬 3-9-6	1
明治市民センター	辻堂新町 1-1 1-2 3	2
御所見市民センター	打戻 1 7 6 0-1	2
遠藤市民センター	遠藤 2 9 8 4-3	2
長後市民センター	長後 5 1 3	2
辻堂市民センター	辻堂西海岸 2-1-1 7	2
善行市民センター	善行 1-2-3	2
湘南大庭市民センター	大庭 5 4 0 6-1	2
湘南台市民センター	湘南台 1-8	2
鵜沼市民センター	鵜沼海岸 2-1 0-3 4	1
合計		2 0